令和８年１１月１９日

「令和９年度高松市西部クリーンセンター余剰電力売却」に関する質問及び回答について

No	質問	回答
1	仕様書 11 余剰電力の検針について 「毎月 1 日に先月分の算定を買取人が行い」と記載がございますが、検針行為そのものではなく、一般送配電事業者による計量実績に基づく買取電力量金額の算定を指すとの理解でよろしいでしょうか。検針主体は一般送配電事業者であると認識しております。	ご認識のとおりで間違いありません。
2	入札保証金、契約保証金の免除について、契約規則内に「契約者が過去 2 年の間に国（独立行政法人及び公社を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、これを誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき」とされております。実績証明をした場合、免除となるという認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。 実績証明した内容を審査し、高松市契約規則第 9 条第 2 号及び第 24 条第 4 号に該当する場合は全部又は一部が免除となります。
3	【支払方法について】納付書と請求書どちらのお支払いとなりますでしょうか。納付書払いの場合、窓口納付が必要な形式となりますでしょうか。現在銀行窓口での納付書支払の取り扱いがなくなってきておりますので、窓口納付以外でのお支払い方法での契約を希望いたします。	原則、納入通知書による納付となります。ただし、高松市指定の公金収納窓口（高松市ホームページ「公金（市税等）の収納窓口について」参照）での納付が困難な場合は、落札後に協議いたします。
4	月々のお支払いについては振込の対応は可能でしょうか。	No. 3 の回答のとおりです。
5	納付書払いの場合、窓口納付が必要な形式となりますでしょうか。また指定銀行（収納契約先）に〇〇銀行※は含まれておりますでしょうか。指定銀行（収納契約先）に〇〇銀行※が含まれておらず、かつ窓口納付が必要となる場合は対応いたしかねますので、窓口納付以外のお支払方法での対応を希望いたします。 ※公表に際して、銀行名は伏字とします。	No. 3 の回答のとおりです。
6	保証金の納付及び契約後の毎月のお支払いにつきまして、納付書を請求書でご対応いただく事は可能でしょうか。	No. 3 の回答のとおりです。また、保証金は高松市契約規則より免除となる場合がございます。

7	入札保証金、契約保証金について 入札参加に際して重要な事項なので免除の判断はいつか教えていただきたい。	免除を希望する場合、落札後速やかに書類の提出を行っていただき、審査完了後、即日ご連絡いたします。
8	契約期間内に設備工事の予定はありますか。設備工事費が受注者の工事がある場合、内容と金額をお教えください。	契約期間内では予定しておりません。
9	契約予定期間中に取引用電力量計や VCT 交換の予定はありますでしょうか。もし予定されている場合、その費用は発注者様のご負担となりますでしょうか。	No.８の回答のとおりです。
10	容量市場に参入していますか。 参入されている場合、容量市場収入の事業者への還元はありますでしょうか。	参入しておりません。
11	現在の契約者と契約単価についてお教えください。	契約者と落札金額は高松市ホームページ内「【入札結果】令和８年度高松市西部クリーンセンター余剰電力売却に係る入札結果について」をご覧ください。契約単価に関しましては、詳細な契約内容となるため、本市コンプライアンス推進課経由で情報公開請求をお願いいたします。
12	高松市契約規則第９条において、入札保証金の免除要件として「過去２年の間に国又は地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、これを誠実に履行した実績」との記載がございます。この「過去２年間」について、具体的な対象期間（起算日及び終期）をご教示いただけますでしょうか。	入札期間末日（令和８年 12 月８日）から過去２年間となるため、対象期間は令和６年 12 月９日から令和８年 12 月８日までとなります。
13	入札保証金につきまして、高松市契約規則第９条に基づく免除を希望する場合、入札参加資格確認申請時に必要書類を併せて提出する認識でよろしいでしょうか。また、免除申請に必要な書類についてもご教示いただけますでしょうか。	ご認識のとおりです。提出書類は、高松市契約規則第９条各号に該当することがわかる書類となります。ただし、高松市契約規則第９条（３）により免除を受ける場合は書類の提出は不要です。
14	契約保証金の免除につきまして、入札保証金の免除申請時に提出した履行実績に係る書類をもって、契約保証金についても免除を受けることは可能でしょうか。また、別途書類の提出が必要となる場合は、必要書類及び提出期限をご教示いただけますでしょうか。	履行実績の期間が満たしていれば可能です。別途書類として契約保証金免除申請書をご提出いただきます。提出期限は落札後、１日～２日程度目安にご提出いただく必要があります。
15	契約書の締結期限について、落札後 10 日以内の記載がありますがこちらは協議可能でしょうか。	高松市契約規則第 20 条のとおりとなります。
16	契約書の内容については落札後、加筆、修正等の協議は可能でしょうか。	契約書の内容は、原則、公告通りとなります。

17	契約書（案）には系統連系受電契約等に関する記載がございますが、詳細な取り扱いについても明確にしたく、関連条項の追記又は別途覚書による対応をご検討いただくことは可能でしょうか。	可能です。
18	発電課金の算定にあたり、対象発電所の「系統連系受電課金対象電力（kw）」および「系統設備効率化割引の適用区分」をご教示ください。	以下のとおりとなります。 系統連系受電課金対象電力　99（kw） 系統設備効率化割引の適用区分　A-2、B-2
19	発電側課金が買取人負担となるため、託送供給等約款の改定で負担額が増減した場合、契約単価の見直し協議が可能でしょうか。	原則、契約単価は契約締結時から満了日までのものであり、見直しは考えていません。
20	過去１年分の余剰電力売却量の実績 30 分値データを Excel にてご提供いただきたいのですが可能でしょうか。	Excel にての提供は、本案件以外の目的での使用が容易となるため対応いたしかねます。

高松市環境局　西部クリーンセンター